

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年3月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町4番18号 熊本市国際交流会館 4階 第3会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福・ 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

7番 林田 智博 10番 東 哲治

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中22名の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

早いもので、現在の農業委員会の体制もあと1か月余りとなりました。委員の皆様には、残りの期間、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。
総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長
になり議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の
議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者
には、24番の徳永芳也委員と1番の谷口憲治委員を、書記に事務局の
村田 典史参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請
から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7
件でございます。事務局よりお願いいたします。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請19件
でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第
2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願い
いたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いた
します。

1番は、経営拡張に伴う所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜
を栽培される兼業農家で、許可後はサツマイモを作付される計画です。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、
申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく
お願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

5番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかんを栽培される専業農家で、許可後はみかんを栽培される予定です。

6番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかんを栽培される専業農家で、許可後はみかんを栽培される予定です。

7番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかんを栽培されている専業農家で、許可後はみかんを栽培される予定です。

8番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかん

を栽培されている専業農家で、許可後はみかんを栽培される予定です。面積が15㎡ですが、この農地は、1月に許可を得られた農地の隣接で、本来1月許可分と合わせて申請するべきところ申請漏れが判明し今回申請されたものです。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま5番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

9番、10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、許可後、申請地で自家消費の露地野菜を栽培される計画で、生産物は申請人及び家族などで消費される予定であります。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

10番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地には大根、白菜、玉ねぎ等を作付される予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま9番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、11番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番、12番は関連で、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま11番、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、13番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、農地所有適格法人が経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しました。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、14番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀です。

14番、15番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人はスポーツジムを営む傍ら露地野菜を栽培する兼業農家で、許可後、申請地にはカボチャ、サトイモを作付する予定です。

15番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後は申請地にはカンショを作付する予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま14番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

11番 牧野正治委員

11番議員、牧野です。

16番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、子へ贈与のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、トウモロコシ、キャベツを作付する専業農家で、許可後も引き続き水稻、トウモロコシ、キャベツを作付される計画です。

17番は、第三者へ贈与のための所有権を移転する申請です。譲受人は青果業を営む傍ら椎茸を栽培する兼業農家で、許可後も引き続き椎茸を作付する計画です。

18番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカを栽培する専業農家で、許可後もスイカを作付される計

画です。

19番は、自家消費野菜栽培のため、所有権移転する申請です。譲受人は、申請地に隣接する古民家を同時に購入される計画です。許可後は水稲及び裏作の露地野菜を作付される計画ですが、農業機械等による作業は、当該集落に居住する知人の専門農家に依頼し、一緒に行う計画です。なお、当面は静岡県に住民票を置いたままですが、年間の半分以上は実際に居住し、農作業等に従事する予定です。

以上4件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議されました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま16番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

4番 上田定信委員

4番委員、上田です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土木工事業を営む個人が資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、4筆合わせて2,917㎡に土木資材の土や石材及び転回スペース、進入通路の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。なお、当申請地は、農地法の手続を失念し、既に資材置場として使用されており、今後このようなことが無いよう注意します旨の始末書が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請29件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から4番までは関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積4,861.87㎡、総転用面積4,734㎡を建築条件付売買予定地として15区画と新設道路、公園、防火水槽等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出済みとのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

5番は、個人が所有権を取得し、当該個人が経営する会社へ貸駐車場として転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、水道管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関の施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、従業員の駐車場として普通車22台分を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後は速やかに着手される

ことを確認いたしております。開発許可は不要ですが、駐車場の乗入れ口は市道に面しており、ガードレール及び水路等があるため、管轄の土木センターと協議し、道路工事施工承認申請を行う旨を書面で確認しております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

6番は、レンタカー業を営む法人が、賃借権を設定し車両置場へ転用する許可申請です。農地区分は、高速道路の出入り口から300m以内にある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積2,100㎡にレンタカー48台分の車両置場として整備する計画で、転用面積としては妥当なもの判断されます。近隣2か所の営業所の車両置場が需要の増大により手狭となったため、申請に至ったとのこと。工事期間は令和6年4月10日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま1番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、1番から2番までは転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次は、7番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

7番から11番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

7番から8番までは関連で、不動産業を営む法人が所有権を移転して建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。

土地利用計画は、総転用面積2,926㎡に専用住宅12区画、開発道路、ごみ置場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査済みとのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

9番は、個人が所有権を移転し、貸駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく、自宅の隣接地で管理がしやすいこともあり、申請地を選定されました。

土地利用計画は、近隣住民への貸駐車場として普通車11台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可は不要であることを、事業計画書で確認しております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

10番は、個人が所有権を移転し、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく、現在の居住地から近く住環境に慣れていたとのことで、申請地を選定されました。

土地利用計画は、建築面積67.07㎡、2階建て1棟及び駐車場を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和6年11月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出済みとのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

11番は、貨物自動車運送業を営む法人が所有権を移転し、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。既存施設の面積の4,501

m²は、提出された資料で確認しております。

土地利用計画は、事業拡大に伴い不足するトレーラー、トラックなど大型車両11台分、普通車6台分及び展開スペースを整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年5月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可は不要であることを事業計画書で確認しております。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま7番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、使用貸借権設定による駐車場及び資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,389m²を野菜運搬用のコンテナ1,500基の収容スペース及び20tトレーラー2台を含む14台分の駐車場のほか、トレーラーの転回スペース、コンテナの積荷作業場などとして利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による漁業者住宅への転用許可申請です。農

地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するものであり、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて総転用面積474㎡に木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。なお、申請地には空き家が建っておりますが、譲渡人が平成21年4月に相続し、令和4年5月まで居住しておりました。相続時は築20年以上の住宅であったということです。そのため、今回の申請に当たり、許可を得ずにこれまで使用されていたことに対しては、深く反省し、お詫びする旨の始末書が提出されております。

14番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積261㎡に個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で事前審査回答済みで、許可の見込みのあるものと判断します。工事期間は令和7年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま12番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定しました。
次は、15番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

15番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積266.87㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。ただ、申請地は既に砂利敷きされており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和6年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,587.95㎡、転用面積1,206㎡に建売住宅、木造2階建て6棟及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、申請地は既に砂利敷きされており、今後このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和8年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

17番は、所有権移転による駐車場及び駐輪場への転用許可申請で

す。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積47㎡に軽自動車1台分の駐車場及び自転車5台分の駐輪場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番、19番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積978㎡に建売住宅、木造2階建て3棟及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

20番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積59㎡に家庭菜園用の鍬やスコップ等を保管する物置を設置し、資材置場とする計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に物置が設置され、資材置場として利用されており、今後このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま15番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、21番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

21番、22番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、土木建築業を営む法人が使用貸借設定による工事用の資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断されます。また、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、借受人は近隣のグループホーム建設を請け負っており、申請地に建設資材置場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。一時転用期間は令和7年3月末までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書が提出されております。

22番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たって、周辺農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、建築面積98.12㎡を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は令和

7年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま21番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、23番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

23番、24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

23番、24番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺での農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅13棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま23番から24番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、23番、24番では総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次は、25番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀です。

25番から29番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

25番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

申請人は、個人住宅1棟を建築するため、昭和42年に申請隣地を購入しております。その後、当時の設計図面で、建築には今回の申請地23㎡も必要であることが判明したため、申請地の売買により事業面積295㎡で住宅の建築を行いました。このたび、財産整理を行う際に、申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の転用申請に至ったところです。申請人からは、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されておりますが、先日の地区委員会での現地調査の際に、提出された図面と現地の形状が明らかに異なっており、隣地境界が不明瞭との疑義が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

26番と27番は隣接する農地で、それぞれが所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に鉄道の西里駅があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、26番が申請地224㎡、27番が申請地221㎡で、どちらも木造2階建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われまます。開発許可が必要になりますが、事前審査受付済みで許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は、26番が令和6年10月31日、27番が令和6年12月31日に完了予定で、許可後速やかに着手することを確認しております。

28番は、所有権を移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分

は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1筆1,399㎡と他地目含む総事業面積1,993.21㎡に建売住宅7区画を造成するほか、道路として利用する計画で、転用面積は適切なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、周囲の状況から隣接農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査受付済みで、許可の見込みのあるものと判断いたします。工事は令和6年7月30日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権を移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1筆185㎡を6台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。今回の申請につきまして、申請人は以前から申請地が山林の様を呈していたため、地目を山林と誤認し、近隣住宅への影響等も考え、駐車場として使用しておりました。しかし、今回所有権を移転するにあたり、登記地目が山林ではなく畑と判明したため、申請人からは今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。

25番を除く4件については、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま25番から29番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、25番は継続審議、26番から29番までは申請どおり許可することに決定します。

　　続きまして、第4号議案及び第5号議案並びに第6号議案でございます。

　　この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号議案及び第5号議案並びに第6号議案は関連ですので、併せ

て説明します。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。

議案書13ページからご覧ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は議案書14ページの1番から17ページの8番までの合計8件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は8件合わせまして田1万4,211㎡、畑7,808㎡の合計2万2,019㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書17ページの9番から27ページの30番までの合計22件で、契約期間別では6年未満が10件、10年以上が12件で、面積は22件合わせて田7万7,792㎡、畑2万4,231.61㎡の合計10万2,023.61㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜、大豆です。

次に、再設定分です。明細は議案書27ページの31番から36ページの45番までの合計15件で、契約期間別では6年未満が11件、10年以上が4件で、面積は15件合わせて田3万3,699㎡、畑5万7,153.66㎡の合計9万852.66㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜です。

続きまして、第5号議案です。議案書37ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は議案書38ページの1番から66ページの71番までで、契約期間別では6年未満が51件、10年以上が20件で、面積は71件合わせて田22万5,234㎡、畑3万4,190㎡の合計25万9,424㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しております。このうち、全てについて一括方式となっております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第4号及び第5号議案の説明につきましては以上です。

最後に、第6号議案、農用地利用集積等促進計画について説明します。

明細は議案書67ページ、1番から68ページの7番までの7件です。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理

事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。以上です。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地3筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議ないということで、願い出どおり証明することに決定します。
次は2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から11番までの合計130件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議 長 次に、次第6のその他です。地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画に関する進捗状況の報告を行います。

まず、先行モデル地区5地区の策定状況について、熊本市農業政策課へ確認しましたところ、農業委員会も含めた関係機関への意見聴取を3月13日まで、公告縦覧をその後3月28日までとして、年度内には地域計画策定となる予定とのことでした。

次に、モデル地区以外の地区については、2月27日に白浜地区及び白浜東地区の2地区、2月29日に船津・清田地区及び温泉地区の2地区、いずれも河内地区ですが、第1回目の協議が行われました。

次回の協議次期は未定ですが、次回協議では、現況地図、人・農地プラン策定時の意向を基にした参考地図を提示する予定としております。船津・清田地区及び温泉地区の2地区については、今後地域計画エリアを合併してほしいという地元からの意見が上がっております。

また、3月7日、昨日になりますけれども、杉上東地区及び杉上西地区、いずれも城南地区の2地区が、第1回目の協議が行われております。さきの4地区と同様に、今後も対応していく予定です。

なお、ほかの地域において、今年度内に1回目協議を行う地区は、現在のところ確認できておりません。新年度からの開催となる見込みです。以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、ないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。
それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年3月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 谷口 憲治

署名委員 徳永 芳也

書 記 村田 典史